

大規模災害時における施設の一時使用に
関する協定書

令和5年4月1日

鈴 鹿 市

高純度シリコン株式会社

御 菌 町 自 治 会

徳 田 町 自 治 会

大規模災害時における施設の一時使用に関する協定書

鈴鹿市内で大規模災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合における住民の一時的な避難場所としての使用に関し、鈴鹿市（以下「市」という。）と高純度シリコン株式会社（以下「高純度シリコン」という。）と御菌町自治会・徳田町自治会（以下「御菌町自治会・徳田町自治会」という。）の間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害等発生時において高純度シリコンの所有する施設の一部を避難場所として一時使用する場合における必要な事項を定めるものとする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする大規模災害等とは、救急救助活動が必要となる次の各号に掲げるものとする。

- （1） 大規模地震災害
- （2） 大規模風水害
- （3） 大規模火災
- （4） 大規模事件・事故
- （5） 前各号に準じる大規模な災害及び政府より激甚災害もしくは局地激甚災害に指定された災害

（一時避難場所として使用できる施設）

第3条 本協定の対象施設は、次に掲げるとおりとする。

名称 高純度シリコン株式会社 製造・技術本部鈴鹿製造部内の施設の一部
位置 三重県鈴鹿市御菌町5519番地

（協力要請）

第4条 市又は御菌町自治会・徳田町自治会は、大規模災害等が発生した場合において、高純度シリコンに対し、前条で掲げる施設の一部を避難場所として使用することを要請することができる。

- 2 高純度シリコンは、前項に掲げる要請を受けたときは、施設の一部場所として一時使用させるものとする。
- 3 市及び御菌町自治会・徳田町自治会は、高純度シリコンの自衛防災活動及び、事業運営を阻害しない範囲で使用する。

（情報収集）

第5条 市は、当該避難場所を使用した場合、できる限りその情報収集に努めるものとするが、場合によっては、高純度シリコン及び御菌町自治会・徳田町自治会の協力を得るものとする。

(費用の負担)

第6条 高純度シリコンが協定に基づく協力により要した人道的支援費用は、高純度シリコンの負担とする。

- 2 御菌町自治会・徳田町自治会及び御菌町自治会・徳田町自治会の住民が要望して受けた援助・サービス・物資は本人および御菌町自治会・徳田町自治会が連帯して負担する。(実費弁償を原則とする)
- 3 高純度シリコンが当該避難場所を市に使用させたことに関し発生した損害のために生じた費用は、その損害が市の責めに帰する事由による場合においては市が負担するものとし、高純度シリコンは、復旧が完了した後、これを市に請求するものとする。

(変更及び廃止)

第7条 高純度シリコンは、当該避難地の名称若しくは位置を変更し、又は閉鎖時等、避難地としての機能を廃止したときは、速やかにその旨を市及び御菌町自治会・徳田町自治会に通知しなければならない。

- 2 市及び御菌町自治会・徳田町自治会は、前項の規定により当該避難地の変更又は廃止の通知を受けたときは、当該避難地に変わる避難地の協議とその経緯を住民に周知するものとする。

(連絡先等の確認)

第8条 本協定に基づく支援協力を円滑に行うため、市、高純度シリコン及び御菌町自治会・徳田町自治会の連絡先並びに連絡責任者を定めるものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(秘密保持)

第9条 市、高純度シリコン及び御菌町自治会・徳田町自治会は、本協定に基づく支援協力により相手方から受領した情報について、当該支援協力に必要な範囲内でのみ使用するものとし、相手方の承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に掲げる情報はこの限りではない。

- (1) 相手方から受領した時に既に公知となっていたもの、又は相手方から受領後、自らの故意又は過失によらずして公知となったもの
- (2) 相手方から受領した時に既に保有していたもの、又は相手方から受領後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの

(3) 法令により開示を求められたもの

2 市，高純度シリコン及び御菌町自治会・徳田町自治会は，次条に定める有効期間の満了により本協定が効力を失った後も，前項による秘密保持の義務を負うものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は，協定を締結した日から令和6年3月31日までとする。ただし，有効期間満了日の1か月前までに市，高純度シリコン又は御菌町自治会・徳田町自治会から何らかの意思表示がないときは，この協定は更に1年間延長されたものとみなし，以後この例による。

(協議事項)

第11条 この協定の定めのない事項又は本協定の解釈に疑義を生じた場合については，その都度，市，高純度シリコン及び御菌町自治会・徳田町自治会が協議の上で決定するものとする。

この協定の成立を証するため，本書4通を作成し，市，高純度シリコン及び御菌町自治会・徳田町自治会が記名押印のうえ各1通を保有する。

令和5年4月1日

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市
鈴鹿市長 末松 則子

三重県四日市市三田町5番地
高純度シリコン株式会社
代表取締役社長 太田 啓武

三重県鈴鹿市御菌町2146番地
御菌町自治会
自治会長 宮崎 孝教

三重県鈴鹿市徳田町1001番地2
徳田町自治会
自治会長 渥美 親彦